

## ロッキの國家論とイギリス重商主義

——ヒュームの所説との對比——

羽 鳥 卓 也

周知のように、本來の重商主義の役割は、自由・獨立の商品生産者をして封建的土地所有制を基柢とする絶對主義國家體制の枠から解放せしめるとともに、同時にそれを資本の下に隸屬せしめることであつた。こうした過程の暴力性そのものが重商主義國家をして必然的に權力國家たらしめたのであつて、國家はその強力をもつて社會のあらゆる部面、とくに經濟の領域にまで介入し、原始的蓄積の槓杆としての役割を果していったのである。

それならば、こうした國家權力のあり方に對して國內の産業資本はいかに對應したであろうか。この場合、産業資本の態度は産業資本そのものの成熟度の如何によつて左

右されることにならう。すなわち、産業資本が資本主義

的生産諸條件を資本の生産過程そのものの中から完全に生み出すまでに成熟しておれば、産業資本は右のような經濟の領域への國家の干渉と干與を桎梏と感ずるであらうし、またもしも産業資本がここまで成熟していなければ、逆に産業資本は國家の介入を歓迎するであらう。何故なら、重商主義國家が原始的蓄積の槓杆であつた以上、國家の經濟の領域への介入は當然いまだ自立しえぬ産業資本のために資本主義的生産諸條件を創出・保護するであらうからである。

こうした諸事情は國家のあり方に對する人々の關心をよびおこす。國家の任務と役割はいかにあるべきか。こうした問題に對して、重商主義の時代の思想家はそれぞ

れの立場に應じてさまざまな解答を與えている。それ故に、われわれがこれらの所説の内容を相互に對比しつつ検討してゆくならば、この時代の經濟的諸階級相互の關係、さらにはこの階級關係の史的發展の過程を理解するための手掛りをうるであろう。

筆者はこうした視角から重商主義思想の分析を試みたいと考えているが、本稿では、本来の重商主義の成立期（市民革命期）の重商主義者ジョン・ロックの政治哲學をとりあげたい。そうして、その場合、重商主義解體期の重商主義者とされるデイヴィッド・ヒュームの所説と對比せしめつつ、ロック政治哲學の内的構成の特質を明かならしめたいのである。<sup>(1)</sup>

しかしながら、重商主義の解體期に行われたヒュームとアダム・スミスとの間に見られた見解の對立の一つの問題點はまさしく國家の任務と役割に關する理解を廻るものであつた。こうした論點は最近時の優れた經濟學史研究の成果が明かにしたところであつた。そこで、われわれはロックの見解を検討する前に、まず、從來の研究成果の示唆するところに依據しながら、ヒュームとスミ

スとの見解の相異のうちに含まれた問題點を整理しておきたいと思う。<sup>(2)</sup> ここでの問題點を明かにすることができれば、本稿の研究がさきへの新たな分析視角に立つことの意味をいさしく具體的に示しうると考えるからである。

(1) ロックの政治哲學を検討する場合、筆者は『ジョン・ロック、Two Treatises of Government, 1690. 以下『ジョン・ロックの著作集』The Works of John Locke, 11th ed., London, 1812 の第五卷に含まれるものを引用する。また、本稿で随時引用されるロックの經濟學的論述 Some Considerations of the Consequences of the lowering of Interest, and raising the Value of Money, 1692. も右の全集版の同じ第五卷に含まれるものとする。

『ジョン・ロックの著作集』David Hume, A Treatise of Human Nature, Bk. III, Of Morals, 1740. 及び The Philosophical Works of David Hume, ed. by T. H. Green and T. H. Grose, London, new impression, 1898. の第二卷に含まれる『David Hume, An Inquiry concerning the Principles of Morals』Essays and Treatises on Several Subjects, by David Hume, Esq.; a new ed., London, 1758. 以下『ヒューム』

による。なお、本稿では邦譯のあるものについては邦譯の頁數も併記するが、譯文は拙譯によるか、若干手を加えるかした。

(2) 筆者のロック研究に多くの示唆を興えてくれたものは、内田義彦教授の近著『經濟學の生誕』である。筆者は教授のアダム・スミス研究の成果から得た示唆に従ってロック研究の問題點を見出そうとつとめている。そうすることによって筆者自身の舊稿「ジョン・ロックの政治哲學と經濟理論(一)」(『商學論集』第二卷第一號所收)における立論の一面性を本稿で修正したいと念じている。

さて、スミスが道德哲學の研究において、國家權力の役割と任務、さらには強制の基準としての實定法のあり方を確定することに一つの重要な研究課題を見出していたことは周知に屬するところであろうが、それならば、スミスはいかにしてこうした問題にアプローチしていったのだろうか。スミスの問題の立て方はこうである。彼はまず、人間の徳性ないし美德のうち峻別されなければならぬ二つの徳として仁愛と正義とをとりあげ、兩者を比較・検討することから始める。彼によれば、仁愛は個々人の自由に委ねられるべき徳であり、權力によって

強制されるべきではない。たとえ仁愛に缺けた人間も、それだけでは社會に積極的な害惡を及ぼすわけではないから、何ら處罰の對象となるものではない。これに反して正義に違反した人間は人々の報復感の適切な對象であり、處罰の適切な對象ともなる。そうして正義は個々人の自由に委ねられるべき徳ではなく、權力によって強制されなければならぬものである。何故かといえば、仁愛が缺如しても社會は存立するが、正義なくしては社會は崩壊するほかないからである。

スミスは一應ヒューム道德哲學に従い、ほぼ右のように論述を進めてゆくのであるが、ここから當然つぎのような問題が出てくることになる。すなわち、右のところからして、正義は國家權力によって強制されるべき徳性と規定されたのであるが、それならば、正義の維持は具體的にはいかなる範圍に及ぶべきものであるか、また正義を維持する強制の基準は何であるか、といった問題である。ところが、こうした問題に對するスミスの解答はもはやヒュームのそれに追隨するものではなく、むしろ甚しい相異をもつものであった。そこで、われわれは

この點をやや詳細に知っておこう。

ヒュームは正義についてつぎのように述べている。

「公平 equity なし正義 justice の法規は人間のおか  
れている特殊な状態および條件にもっぱら依存するので  
あるが、この法規を發生・存在せしめたものは、この規  
則を規律正しく嚴守すれば、その結果社會公共 public  
にもたらされると思われる利益 utility (4) についでの人  
人の願慮」である。(4) また、つぎのようにもいふ。「公共

の利益 public utility は正義 justice の唯一の起源であ  
り、この徳の有益な結果についての反省がその價値の唯  
一の基礎である。(5) と。すなわち、ヒュームは社會を構成  
する成員の公共ないし社會全體の利益に對する願慮が彼  
等をして正義の法を遵守せしめる所以だと説くのであ  
る。したがって、ヒュームによれば、正義を維持する法  
の究局的目的は社會全體の利益ないし福祉を維持するこ  
とにあるというわけであろう。そうしてまた、實定法も  
かかる目的を遂行するに適合したものととして設定されな  
ければならぬことにならう。事實、ヒュームはこうした  
點についてつぎのように述べている。「すべての法律お

よび規則の唯一の目的は人類全體の利益 good (6) を確保  
すること」である。社會の平和と利益 interest とのた  
めには、人々の所有物 possession が區別されてゐるこ  
とが必要ならばかりでなく、この區別をするに際し、われ  
われが準據する規則は社會の利益 interest の増進に最  
も役立つように考案されたものでなければならぬ。(6) 』  
と。

ヒュームにおいては法の目的は何よりもまず公共の利  
益を確保することである。だが、それならば、社會を構  
成する個々人の所有權を設定・維持することはどうなる  
のか。右の引用文に示されたところからすれば、ヒュー  
ムは、所有權の設定は公共の利益を維持するために必要  
であるが故に行われなければならないとするものようであ  
る。そうだとすれば、ヒュームにおいて社會全體と構  
成員個々人との關係についての理解はおのずからい  
わば、全體主義的色彩を帯びざるをえないであろう。實に  
ヒュームは、「われわれの利益は常に爲政者に服従する  
ことによつてのみ約束される(7) 』とするのであつて、こ  
こには社會秩序の維持によつてのみ、個々人の利益が確保

されるとする彼の現状維持の保守的思想が示されている。しかしながら、ヒュームにおける社会全體の利益と個々人の利益（＝所有權の維持）との關係の把握はつぎの一文に一層鮮かに示されている。

「社会の法律によれば、この馬はわたくしのものであり、また永久にわたくしの所有にかかるとあるはずである。わたくしはそれを確實に享有することをあてにしている。諸君がそれをわたくしから奪えば、それはわたくしの期待を妨げ、わたくしを不快にさせるとともに、すべての傍觀者を怒らせる。公平 *equity* の規則が犯される點でそれは公的な不正であり、個人が侵害される點でそれは私的な害悪である。前者についての考慮があらかじめ確立されていなければ、後者についての考慮も生じえないであろう。何故なら、前者についての考慮が確立していなければ、社会においてはわたくしのもとと諸君のものとの區別が知られないであろうからである。」と。

すなわち、ヒュームによれば、所有權を設定すること自體がもともと社会秩序を維持し、社会全體の利益を確

ロックの國家論とイギリス重商主義

保するためのものだから、所有權に對する侵害が處罰の對象となるのは人々が何よりもまず公共の利益を維持することを顧慮するからだといふのである。かくて、ヒュームにおいては、社会全體の利益が個々人の利益に優先するものと看做される。そうして、また、個々人の所有權に對する侵害が國家の強制によって處罰されるのを人々が是認する根據も人々が公共の利益を顧慮するからだといふのである。

ところで、こうしたヒュームの見解に對してスミスの所説は全く對立した見解を示すものであった。そこで、以下においては簡単にスミスの所説を紹介しておく。

- (3) Cf. Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by Dugald Stewart, pp. 122 ff.; 124 ff. 米林富男譯、一六四頁以下、および、一七九頁以下参照。
- (4) Hume, *Principles of Morals*, op. cit., p. 410. 松村文二郎・弘瀬潔譯二九—三〇頁。なお、ヒュームにおいては *public utility* という用語は *public good* ならずは *public interest* と同義語として用いられた *use of public utility* は特別の場合を除いては「利益」と譯出した。
- (5) Hume, *ibid.*, p. 408. 邦譯、二三頁。
- (6) Hume, *ibid.*, p. 413. 邦譯、三七頁。

(7) Hume, *Human Nature*, op. cit., p. 310, 大槻春彦譯、第四分冊、一四二頁。

(8) Hume, *Principles of Morals*, op. cit., p. 477, 邦譯、二一三—四頁。但し傍點は引用者が附したものである。

スミスは右のようなヒュームの見解に對する批判をつぎのように述べる。「正義の法が辛抱強く守られなければ社會は存立しえないからして、また、お互いに侵害することを抑制しない人々の間では概して社會的交渉も行われえないからして、こうした必要性の考慮が、犯罪者を處罰することによって正義の法が強制されるのを、われわれが是認する根據だと考えられてきた。」しかしながら、こうした見解は誤りである。何故なら「個人に對して犯された犯罪の處罰において、まずわれわれの關心をよびおこすものは社會の保存を顧慮することではない」<sup>(10)</sup>からである。たとえばつぎの事情を考えてみよう。「ある一人の人間が侵害されたり、殺害されたりした場合、われわれは社會の一般の利益 *general interest* についての關心からその人に加えられた悪事の處罰を要求するのではなくて、侵害された當の個人のことを考慮する

から處罰を要求するのである。」<sup>(11)</sup>と。

こうしたスミスの見解を一層明瞭に語ってくれる一文はつぎのとおりである。「侵害は當然傍觀者の憤りをよびおこし、それ故に、犯罪者の處罰は公平な傍觀者がそれに共感 *so along* しうる限り、正當 *reasonable* である。これは處罰の自然の尺度である。ここに注目すべきはわれわれが刑罰を是認する第一の根據は通常考えられているような公共の利益 *public utility* の尊重ではないということである。眞の原理は被害者の憤りに對するわれわれの同感 *sympathy* である。それは「公共の」利益 *utility* ではない。」

以上の行論がヒュームの所說に對する批判であることはもはや明かである。これらの言說を通して、スミスが主張するところはこうである。個々人の生命・財産が侵害された場合、傍觀者は社會全體の利益を考慮してではなく、侵害された人間の報復感に同感するから、犯罪者に對する處罰を行うように國家に要求するのである。したがつて犯罪者に對して國家の處罰が行われる場合、人々がこの處罰を是認するのは公共の利益の維持を考慮す

るからではなく、侵害された者の報復感に共感するからである。しかしながら、こうした行論を通してスミスがいたかったもう一つのことは、人々が國家の處罰を是認しうる犯罪は個々人の生命・財産に對する侵害であつて、社會全體の利益の促進を名目とする國家の政策に對する違反ではないということであつたように思われる。

というのは、スミスは國家の處罰を人々が是認する根據を公共の利益の尊重に求めるべきではないとし、これを證明するものとしてつぎのような具體的事例をあげているからである。スミスはいう。「イングラントでは羊毛は國家の富裕 public opulence の源泉だと考えられた。

それでその商品を輸出することは死罪とされた。しかるに羊毛は以前のように輸出されていて、人々はその慣行が有害だと確信していたけれども、その犯罪者に不利な證言をする陪審官は一人も見當らず、そうした證據も一つも得られなかった。羊毛の輸出は元來は犯罪ではなく、人々はそれを死刑に處すべきものと考えようにはなれなかつた。」<sup>(18)</sup>と。

かくして、スミスは重商主義國家の經濟的過程への介

ロツクの國家論とイギリス重商主義

入（經濟政策）とその政策を強力によつて支える基準としての當時の實定法とを批判したのであつた。國家の強制は經濟的過程にまで及ぶべきものではない。國家は人の經濟活動に干與すべきではない。國民的富裕は人々の經濟活動を自由放任した場合に最も速かに實現されるとするのである。<sup>(19)</sup>それならば、國家の強制的行われるべき範圍は何に限定されるべきか。スミスはそれを個々人の所有權の維持に限定していたように思われる。すなわち、スミスは國家權力の成立を歴史的に究明しつつ、つぎのように指摘している。「畜群の私有は財産 fortune の不平等をもたしたのであるが、それが正規の政府 government を發生せしめたのであつた。財産 property 「の不平等」が存在するまでは政府というものはありえない。まさに政府の目的は富 wealth を確保し、富者を貧者「の強奪」から保護することにあるからである。」<sup>(20)</sup>

國家は、もともと、私有財産を維持するために生れたものなのだから、國家權力の任務は何よりもまず、個人所有權の安全をはかることでなければならぬ。國家が強力をもつて行ふべきことは、所有權を維持するこ

とである。それ以下であってはならないが、それ以上に及ぶべきでもない。一國の經濟の運行は個々人の營利活動の自由に委ねらるべきであって、この領域にまで國家の強力は及んではならない。スミスはほぼこのように論ずるのである。しかしながら、ここに一つの問題が生れる。すなわち、一國の經濟の運行が個々人の自由に委ねられれば、利己心は、人々をしてそれぞれ恣に自己の利益のみを追及せしめ、國民的富裕の實現に支障を來しはしないかということである。ところが、重商主義者はまさにこのことを問題とし、ここに國家權力ないし爲政者が經濟的過程を指導・育成することの必要性を説いたのである。ヒュームもまたその例外ではなかった。ヒュームは一國の經濟の運行を個人の自由に委せておけば、各人の利己心が社會全般の富裕の實現を妨げるとし、國家の介入の必要性を説いてつぎのようにいう。すなわち「……こうした〔人間の利己心がひきおこす〕不都合を政治的社會 political society は容易に救濟する。けれど、爲政者は國民の大部分のものの利害のうちに自己の直接の利害を見出すからである。」<sup>(16)</sup>と。ヒュームにおいて

は政治家は人間の利己心を善導しつつ社會の富裕と福祉を實現するために不可欠な存在と看做されたのである。政治家を俟たずしては社會の富裕と福祉は實現されない。政治家こそは萬能である。かくして、ヒュームは「道徳感情の進歩は自然的であり、必然的でさえあるが、しかも、それが政治家の人爲によって促進されることは確かである。……いいたい、政治家の人爲は、自然がわれわれに示唆する道徳感情が生まれるさいに自然の作用を助けるであろう。」とするのである。

スミスがこのような重商主義的思想を全面的に否定したことはすでに示したとおりである。それならば、スミスのこうした實踐的提言を理論的に根據づけるものは何であろうか。國家の指導なくして個々人の營利活動は果して社會全般の富裕をもたらさしうるのであるか。いうまでもなく、こうした問題に對してスミスは經濟人が見えざる手に導かれて國民的富裕を實現するのだという思想に據って答えるのである。そうしてスミスのかかる思想は、究局的には、後年『國富論』において一層深化される經濟社會の運動法則についての彼自身の理解の仕方か



ら生れたものにほかならなかつたのである。(18)

(9) Smith, *Moral Sentiments* op. cit., p. 127. 邦譯、一八三頁。

(10)・(11) Smith, *ibid.*, p. 129. 邦譯、一八六—七頁。

(12)・(13) Smith, *Lectures on Justice, Police, Revenue and Arms*, ed. by Edwin Cannan, p. 136. 高島善哉・水田洋譯、二八六—七頁。

(14) D. Stewart, *Memoir of Adam Smith* に記載されたスミスの言葉は、あまりにも人に知られたものではあるが、本文の行論を證するものとして恰好なものであるから、念のために引用しておく。「人間は一般に政治家や企畫家によってある種の政治的技術の素材と看做されている。企畫家は自然が人間界の事柄において作用するのを途中で妨害する。だが、自然がそれ自身の企圖を實現するために必要なものは、自然がその目的を追及するに際して、これを放任し、公正にとり扱うことだけである。」そうしてまた、「國家を最低度の野蠻から最高度の富裕に導くために必要なものは平和と安い税と正義の法を寛大に施行すること以外にはほとんどない。その他のすべては事物の自然のなりゆき *natural course of things* によつてもたらされる。この自然のなりゆきを妨げたり事物を他の路におしやったり、あるいは社會の進歩をある特定の點にとどめようとするすべての政府 *government* は不自然なものであり、

ロッキの國家論とイギリス重商主義

そうしてそのような政府がみずからを維持するためには、抑壓的で專制的なものにならねばをえなう。」と。(但し、引用は W. R. Scott, *Adam Smith as Student and Professor*, pp. 53f. 以下)

(15) Smith, *Lectures*, op. cit., p. 15. 邦譯、一〇七頁。

なせ、この論點については本稿第三節におうづま少しく詳細に取扱うはすである。

(16) Hume, *Human Nature*, op. cit., p. 304. 邦譯、第四分冊、一三二頁。

(17) Hume, *ibid.*, p. 271. 邦譯、第四分冊、七七頁。

(18) スミスの經濟學の構想はすでに『道德感情の理論』の中で表明され、これが彼の重商主義的法體制に對する批判の基礎をなしている。この論點は銘記すべきところであるが、すでに内田教授が完全に解明されたところであるから、筆者はここでは深く立入らない。たゞ、この場合の要點を記すならば、『道德感情の理論』に表明されたスミスの經濟學の構想においては、すでにつぎのような富概念が確立されているという點である。すなわち、スミスが指摘したことは、人間の社會的行動をひきおこす動機が、直接的效用の手段としての富の獲得にあるのではなく、社會的支配力を表示するものとしての富の増大にあるということであり、さらにまた、こうした動機によつて行動する個々人(經濟人)の活動の結果としてその背後に社會的々目的

としての自然的な富の生産・消費の過程が行われるとした点である(内田『經濟學の生誕』一一四—二六頁参照)。

## 二

前節に述べたところを極く簡単に要約しておこう。ヒュームは國家權力の強制が社會のあらゆる面に及ぶことの必要性和正當性を主張し、ミスはかかる統制が經濟的領域にまで及ぶことを拒否した。前者の政策的立言を支える理論的根據は國家權力の目的が社會全體の福祉ないし秩序の維持であり、社會秩序が維持されてのみ個々人の所有權も確保されるとする理解であった。すなわち、ヒュームにおいては國家權力の目的は究局的には「公共の利益」を維持することであり、所有權の維持はその一環として、またその限りにおいて行われるべきものとされたのである。これに反して、ミスの自由放任という實踐的提唱を理論的に基礎づけるものは、國家權力の目的を所有權の確保に限定し、所有權が維持されさえすれば個々人の日常の自由な活動の中に、その結果として社會全體の福祉が實現されるとする理解であった。

それならば、こうした点について市民革命期の重商主義者ロックはいかなる見解を示したであろうか。以下の行論において追及されるのはこうした問題についてである。しかしながら、國家權力の任務についてのロックの規定は、一見したところでは、かなり曖昧なものである。すなわち、彼の名著『政府論』についてみても、彼は國家權力ないし法の目的を、ある箇所では個々人の所有權を確保することだと述べるが、他の箇所では「公共の利益」を維持することだと言明したのである。個々の利益を取出して検討してみても、いずれに重點が置かれているか必ずしも分明ではない。そこで、われわれも各々の規定を個々別々に切り離して理解するのではなくて、それぞれの規定が彼の國家權力についての理解全體の中でのいかなる位置を占めているかを確定することによって問題に迫ってゆかなければならない。ところが、ロックは「政治的權力 political power を正しく理解し、その由来を尋ねるためには、われわれはすべての人が自然的には naturally いかなる状態にあるかを考察しなければならぬ。」として、人類の「自然の状態」から説き起して

いる。そこで、われわれも彼に従って彼のいう「自然の  
状態」についての理解から始めることにしよう。

ロックによれば、自然法は「自然の状態」にある人々  
に各人の生命・自由・財産の維持をすすめ、人々は自然  
法を遵守する限りにおいて身體の保全、および財産の形  
成について完全な自由を持っており、ここでは、各人の  
生命・自由・財産を侵害する行為に對しての處罰權は政  
治的權力者ではなく各人それぞれの手によって行使され  
るといのである。<sup>(2)</sup>だが、こうしたロックの指摘の中で  
まず問題にすべきことは、ロックが「自然の状態」にお  
いても私有財産の存在を認めていることである。人々は  
「自然の状態」にあっていかにして私有財産を形成しう  
るのであるか。

これに對するロックの答えはつぎのとおりである。  
「大地とそこに存在するすべてのものとは、人類の生存  
を維持し、好適にするために彼等に與えられた<sup>(3)</sup>」のであ  
って、これは人類の共有である。しかし、人間は自然に  
對して勞働することによって私有財産を共有状態から引  
き出すことができる。すなわち、「大地と人間以外のあ

らゆる生物とは全人類にとって共有であるけれども、  
すべての人はそれぞれ彼自身の身體 Person という財産  
Property をもっている。これに對しては彼自身以外の  
何人もいかなる權利もたない。彼の肉體の勞働 Labour  
ないし彼の手の作業 Work は本來彼のものだといつてよ  
からう。そこで、自然が賦與したままの状態から彼が何  
を取り出したにせよ、彼はそれに彼の勞働を混ぜていた  
のであったし、また彼自身のものである何等かのものを  
それに加えていたのであった。かくして、彼はそれを自  
己の財産 Property にする<sup>(4)</sup>。」というのである。

ロックは右のように論歩を進めて、所有權形成の基礎  
を人々の勞働に求め、所有權を人間の自然への働きかけ  
という關係において把えたのである。だが、この論點の  
追及は後論に譲ることとして、ここではロックの展開を  
追うことにしよう。とまれ、人々は勞働することによつ  
て私有財産を形成することができた。それならば、「自  
然の状態」にある人々はそれぞれの欲するところにした  
がって恣に勞働し、自己の財産を無限に擴大してゆくこ  
とができるのだろうか。こうした問に對するロックの答

えは否である。なぜなら、自然法によれば、労働によって獲得した財貨も、それを「腐敗しないうちに生活の何かの役に立てる限りで、人は労働によって所有権 *Proprietät* を確定しうるのであって、この限度を越えたものはすべて彼の取前以上であり、したがって他人に属するものである」からだというのである。すなわち、ロツクは、自然法の規定によれば、各人の私有財産はそれが消費される以前に腐敗・消滅せしめられてはならぬとするのである。しかも、貨幣發生以前には腐敗しない財貨は存在しないのだから、ここでは私有財産の限度を規定する原理は各人の消費能力の限度だといわなければならない。それ故に、ロツクはつぎのようにいっている。こうした状態の下では「権利と生活の便宜とが一致していた。なぜなら、人は自己の労働を用いたすべての物に對して權利をもっていたので、彼は利用できる以上のもののため<sup>(6)</sup>にまで労働しようという氣持にはなれなかつたからである」と。かくては、生産は消費に規定されて進行し、ここには所有の不平等の成立する餘地はないであらう。「權利と生活の便宜とが一致し」、したがって生産と消費

とが一致しておれば、ここは人間社會の樂園でなければならぬ。

だがしかし、こうした「自然」の樂園の中にも、何時かは蛇ならぬ貨幣がしのび込んでくる。そうして、ロツクによれば、「貨幣とは人々が腐敗させることなしに保持しうる何等か永持ちする物品であり、また人々が相互の同意によって、眞實に有用ではあるが腐敗し易い生活の糧と交換しようとする物品である」<sup>(7)</sup>。人類はいまや貨幣という腐敗せぬ物品を持つに至った。もはや人々は自然法の準則に逆わずして、すなわち、所有物を腐敗せしめることなくして、私有財産を無限に擴大してゆくことができる。かくて、貨幣の出現によって、生産もまた消費の制限から解き放たれた。いまや人々は獲得したものを貨幣と交換しさえすれば、自然法の準則を犯すおそれがないのだから、競って労働に勵み、恣に所有を擴大せんと努めるであらう。ロツクはいう。「勤勉の程度が異なるに應じて人々の獲得する財産 *Possession* の割合も異なり勝ちだったので、こうした貨幣の發明は彼等に財産を維持・擴大させる機會を與えた」<sup>(8)</sup>したがって、「人

人は「政治的」社會 society の埒外で、すなわち「社會」契約 compact なくして、ただ金銀にある價值 value を與えて暗黙裡に貨幣の使用に同意しただけで、財産 property の不平等をもたらず物の分配を行ひうるようにした。<sup>(9)</sup>」と。

かくして、ロッキによれば、「自然の状態」においてすでに所有權が形成され、そこに貨幣が導入されさえすれば、「政治的社會としての市民社會」の成立を俟たずして所有の不平等が発生するというのである。<sup>(10)</sup>

- (1) Locke, Government, op. cit., p. 339. 松浦嘉一譯、二二三頁。なお、本節の以下の行論は前掲拙稿「ジョン・ロッキの政治哲學と經濟理論」(『商學論集』第二卷第一號)とかなり重複するので、できる限り、簡略に記述した。詳細については舊稿を参照して頂きたいと思う。
- (2) Cf. Locke, *ibid.*, pp. 339 ff. 邦譯、二二三頁以下參照。

- (3) Locke, *ibid.*, p. 353. 邦譯、二五四頁。
- (4) Locke, *ibid.*, pp. 353 f. 邦譯、二五四—五頁。
- (5) Locke, *ibid.*, p. 356. 邦譯、二五八頁。
- (6) Locke, *ibid.*, p. 367. 邦譯、二七六頁。
- (7) Locke, *ibid.*, p. 365. 邦譯、二七四頁。

ロッキの國家論とイギリス重商主義

(8) Locke, *ibid.*, p. 365. 邦譯、二七四頁。

(9) Locke, *ibid.*, p. 367. 邦譯、二七六頁。

(10) だが、ロッキによれば、所有の不平等をひきおこし、貧富の差別を激化せしめたものと同じ事情が、社會の一般の富裕の増進をもたらしたとするのである。すなわち、貨幣の導入は、一方で財産擴大の機會を與え、所有の不平等をもたらずのであるが、同時に他方では生産物の交換の機會を擴大し、人々を商品生産者たらしめて社會的分業の發展をもたらし、社會的生产力を發展せしめるといのである。こうして、土地の改良はすすみ、人類の「共同資財」は増加し、富裕は社會の最下層にまで浸透してゆくことになるのである。もとより理論にもとづく經濟社會の運動法則についての理解の仕方がここに見事に示されているといえよう(以上の論點の詳細については前掲拙稿六六一—七三頁を参照されたい)。

こうしてロッキによれば、「自然の状態」においてすでに私有財産は形成され、所有の不平等、貧富の差別が生じている。ならば、ここでは所有權はいかにして維持されるか。いうまでもなく、人々が自然法を遵守することによってである。ところが、ロッキによれば、實際には、「自然の状態においては所有權 property を保障するために必要な多くのものが缺けている」というのであ

る。すなわち、第一に、すべての争論を解決する基準としての人々の合意によって容認された實定法が存在しないこと、第二に、ここには權威ある公平な裁判官が存在しないこと、第三には、たとえ判決が正しく行われてもそれを執行する權力が缺如していることである。<sup>(12)</sup>

してみれば、「自然の状態」にあつては、人々は自己の財産を保持することにすこぶる困難を感じるであろう。

ここにおいてロックはつぎのようにいう。「自然の状態においては、人はかような權利は *property* を持つてゐるにもかかわらず、しかも、權利の享受は極めて不確かであり、常に他人の侵害に曝されている。なぜかといへば、あらゆる者が彼と同様に王であり、すべての人が彼と對等の人間であり、そうして大部分の者が公平 *equity* および正義 *justice* を嚴守しようとなないので、こうした状態においては彼の持つてゐる財産 *property* の享受はすこぶる危険であり、不安定であるからである。このことが、彼をして、いかに自由であるとしても恐怖と絶えざる危険に充ちてゐるような状態を進んで放棄させることになるのである。」<sup>(13)</sup>と。かくて、財産をもつ人々は暴力による

所有權の侵害を恐れ、互いに契約を結び、自己を政治的社會の構成員たらしめるに至る。

ロックは政治的權力を成立せしめる一つの根拠を上來述べてきたような事情に求めたのである。<sup>(14)</sup> 政治的權力が以上のような事情に基づいて成立したものである限り、政治的權力の任務は何よりもまず、勞働によって形成された財産を維持すること、すなわち、富者の財産を貧者の攻撃から擁護することではなければならぬであらう。かくして、ロックにおいては政治的權力の「主要な目的は人々の所有權 *property* を保障すること」<sup>(15)</sup> であらばならぬであらう。そうして、ロックはこれと同じことをつぎのような形でも指摘している。「世界のあるところでは、貨幣の使用にともなう人口と家畜 *stock* の増大が土地を稀少ならしめ、かくして土地に幾何かの價値 *value* をもたせたのであるが、後にここではいくつかの共同社會 *community* が別々の領土の境界を設け、彼等自身の中では、法律によってその社會に屬する各人の所有權 *property* を規制し、かくして勞働と勤勉が生んだ所有權を契約 *compact* と同意 *agreement* とによ

って確定したのである<sup>(16)</sup>。と。それ故に、ロックにおいては、「政治的社會」ないし「市民社會」の役割は「自然の狀態」において貨幣成立以後發生した所有の不平等という事態を法的に確認することだったのである。だからして、以上のロックの所論についてみた限りでは、ステューヴンのつぎのようなロック理解は正しく射たものといえるであろう。すなわち、ステューヴンは「ロックによれば、所有權は市民社會に先立って存在し、市民社會は主として所有權の保護を目的として考案されたのである<sup>(17)</sup>」と指摘したのである。

ところで、ロックの所論が右のような内容を持っていた限り、それは當時の後期ステューアート王朝による支配(再版絶対主義)の存在と相容れない。何故なら、絶対主義のイデオログは「神は世界をアダムとその代々の相續者のみに與え、それ以外のすべてのアダムの子孫を除外したのだという假定の上に立って、全宇宙を支配する一人の君主を除いては何人もいかにどの財産 proper-ty をもちえな<sup>(18)</sup>」とする見解を表明して、絶対君主が民衆の生命・財産・自由を侵害することを理論的に擁護

ロックの國家論とイギリス重商主義

しようとしていたからである。こうした意味で本節に述べたロックの所説——所有權形成の唯一の根據を人々の勞働に求め、この見解を基軸にして政治的權力の任務と役割を把握する——は、當時の専制政治を理論的に批判するものであり、同時に、市民革命の最終的完遂としての意味をもつ名譽革命の正當性を理論的に基礎づけることになったのである<sup>(19)(20)</sup>。

しかしながら、ロックの政治的權力についての理解はこれで終ってはいない。かなり重要と思われる問題が残されているのである。節を改めて論述することにした。

(11)・(13)・(15) Locke, *Government*, op. cit., p. 412. 邦譯、三四九頁。

(12) Cf. Locke, *ibid.*, p. 412. 邦譯、三四九頁參照。

(14) ただし、ロックは他の箇所では政治的權力はいま一つの異なる事情から成立するものとしている。この點は次節において詳論されるはずである。

(16) Locke, *ibid.*, p. 401. 邦譯、三三二頁。

(17) Leslie Stephen, *History of English Thought in the 18th Century*, II, p. 141.

(18) Locke, *Government* op. cit., p. 353. 邦譯、二五三

頁。

(19) 筆者は、所有権形成の基礎を労働に求める、以上のよ  
うなロックの見解が、後年ルソーによって継承され、フラ  
ンス革命を理論的に準備させることになると考えている  
が、この点についての詳論は他日の機会に果したいと思つ  
ている。さらに、「労働による所有」の正当性の容認はスマ  
スにまで流れこんでいると思われるが、この點は次節の行  
論のうちに明かにされるであらう。

(20) 絶対主義を破砕することの正当性を主張する場合、ロ  
ックがどのように具體的に自己の理論を展開したかといふ  
點についての詳細は前掲拙稿五七―六一頁参照。

## 三

上述したように、ロックは政治的権力を生み出す、つ  
の根據を、「自然の状態」における所有の不平等の生成と  
所有権の不安定性とに求めた。こうして成立する政治的  
権力の目的は、ロックによれば、労働によって形成され  
る個人々の財産の維持を保障することであり、「政治的  
社會」は「自然の状態」においてすでに展開しつつあっ  
た所有の不平等という事態を確認するものと看做された  
のである。

ところが、ロックは、『政府論』の他の箇所では、政治  
的権力を出現せしめる根據を、右のものとは異なる他の  
事情に求めていたのである。重要な論點であるから、煩  
を厭わずにその箇所を長文にわたって引用しておこう。

「自然の状態」にあつては、「人々は彼等の欲求を各人  
の小さな財産 *property* にもとづく狭い範圍内に制限し  
て、一様に質朴な貧しい生活様式を営んでいたから、争  
いを起すこともめつたになく、したがってそれを裁判す  
る多數の法律も、訴訟手續を監督したり裁決の執行を監  
視したりするさまざまな役人も必要ではなかつた。すな  
わち、そこには不法侵害や犯罪者がほんの僅かしかなか  
つたから。そうして、結合して社會 *society*<sup>(1)</sup> をなしたほ  
ど人々が互いに愛し合つていた以上、彼等はお互いに知  
り合いであり、友情を分ち合い、信頼し合つていたと思  
われるほかないのだから、彼等は彼等の同胞に對してよ  
りも、外部の人間に對してより大きな危懼の念を抱かず  
にはおれなかつたであらう。そうして、それ故に、彼等  
が最初に注意し思慮したことはいかにして彼等自身を外  
敵から守るかということだつたといふか考えられない。彼



等がその目的に最も有効であるような政府 government の統治體制の下に身をおいて、戦争において彼等を指揮し、外敵の防衛に率先してあたり、主としてこうした點で彼等の支配者となるような最も賢明で勇敢な人を選出したのは當然のことであつた。」と。

見られるように、ここではロッキは政治的權力の發生が同一社會内部の所有の不平等の展開にもとづくとする、前節に示したような見解を棄て去って、外敵の侵入から當該社會を守る必要性が政治的權力の發生をもたらしたとするのである。すなわち、ロッキは、「自然の狀態」においても貨幣成立以後には所有の不平等がもたらされるとする、さきの見解を否定したわけではないが、しかも、つぎのように考えたのであろう。「自然の狀態」にあつては政治的權力が出現していかないのだから、所有權は不安定であり、したがって、貨幣成立以後においてさえ、巨大な財産が形成される餘地は乏しく、所有の不平等はいまだ微々たるものであり、人々は「一樣に質朴な貧しい生活様式を營んでいたから」他人の財産を侵害するようなことはめつたに起らなかつたであらう。それ

故、人々は同一社會内部の者に對してよりも外部の者の侵略をおそれ、外敵の侵入を防ぐ必要性が政治的權力を出現せしめたのであると。

かくして、ここではロッキは政治的權力を生み出す根據を外敵の侵略に求めたのである。だが、政治的權力がこうした理由から生れたならば、その任務は何よりも國家の獨立をはかり、對外的に國家の勢威を確立すること、でなければならぬことになる。所有權の維持もそれが國家全體の利益をおしすすめる限りにおいて圖られるべきものとされるであらう。かくては、國家全體の利益が個々人の利益に優先するものと看做されるであらう。そこで、ロッキは政治的權力の任務と役割をつぎのように規定するのである。「政治的權力 political power とは所有權 property の調整・保存のために死刑以下あらゆる刑罰を以てする法律を作成・施行し、また國家 common wealth を外國の侵略から守るために共同社會 community の實力を行使する權利である。そうして、これはすべて公共の利益 public good のみを目的とするのである。」と。すなわち、ここでは政治的權力が所有

權を維持するための實定法を作成・施行するのも究局的に「公共の利益」を増進するためだとされたのである。

政治的權力の任務と役割が、このように「公共の利益」の維持にあると理解された以上、ロッキンにおいては、政治的權力の作用する範囲は所有權を維持することのみに局限されてはならなかったであろう。ロッキンによれば、國家が強力を以て作用する範囲は、「公共の利益」ないしは「國家の富裕」をもたらしべきあらゆる政策の立案・實行にまで及ぶべきものとされたのである。とくに、經濟社會の運行も個々人の營利活動の自由に委ねられてはならず、國家はこれを指導すべきものであると看做されたのである。

ロッキンの時代、十七世紀後半期といえ、人も知るように、ヨーロッパの諸列強の間で争われた、かの國際商業戰が漸く高潮期に達してゆく時代である。ところが、こうした時代にロッキンは、イギリス國民が富裕に至る唯一の途は貿易差額の獲得にあるとしてつぎのように指摘していた。貿易差額を獲得し、これを國內に維持することは「富 wealth」に關する王國の唯一の關心事であるか

ら、議會の外に在るわれわれにとっては、それは議會の注意すべき唯一の事柄であるように思われる。」と。こうして、國家は經濟社會の運行に干與すべきものとされたのであるが、さらに、貿易差額を獲得ないし維持するための方策として、國家は人口の増大、耕作權の確立、勤勉の獎勵に力を注ぐべきだとして、ロッキンはつぎのように述べている。人間生活に有用な物は殆どすべて人々の勞働の所産なのであるから、「人口の多數こそ領土の廣大なことよりも好ましいのである。そして、土地ならびに土地の耕作權を増大することは、統治 government の重要な技術である。そこで、君主にして賢明かつ敬虔であり、權力による壓政や黨派的狹量を斥けて、自由の法によって、人類の勤勉を保護獎勵するならば、彼は忽ちにして隣接諸國から畏敬される存在となるであろう。」と。かくて、一國の經濟の運行も個人の自由な營利活動に委ねておくわけにはゆかない。國家の強力はたえずこれを監視すべきである。それ故に、ロッキンによれば、「信義と誠實 faith and truth は社會の重要なきぎぎである。だから、それをできるだけ神聖でおそるべきものに

することが……爲政者の賢慮である。」と。

ともあれ、ここまでロックの所論を辿ってくれば、國家權力の任務と役割についてのロックの理解が二重の内容をもつものであったことが明かになったであろう。國家權力は一方においては、所有權の維持のみを目的とすべきものとされ、他方では、「公共の利益」の維持・増進を名目とする一切の政策の立案・施行を目的とすべきものとされたのである。そうして、その結果、國家は「公共の利益」を維持・増進する諸政策の一環として所有權の維持をはかるべきだとされたのである。ロックにおいては、このように前者の見解は究局的には後者の見解の中に吸収されてしまうのであるが、だからといってロックはみずから前者の見解を弊履の如く棄て去ったわけではない。すなわち、ロックにおいて、國家權力はまず何よりも所有權（および耕作權）を維持すべきものであり、したがって、かかる任務を行えない國家權力たる絶對主義は廢棄されるべきだという主張は最後まで失われはしなかったのである。

かように、ロックの國家權力についての理解は二重の

ロックの國家論とイギリス重商主義

内容をもち、両者は並存していたのであるが、前者のような理解の仕方が後年スミスによって繼承され、後者のような理解の仕方がヒュームに繼承されるべき内容をもっていたことは、もはや充分に推測しうるであろう。だが、すでに述べたところから明かなように、國家權力の目的を所有權の維持だと規定した時、ロックはこの規定をつぎのように根據づけたのであった。すなわち、「自然の狀態」においてすでに所有の不平等が展開され、財産を持たぬ者が財産の所有者を侵害し、人々はこれを恐れて政治的權力を發生せしめたのであるから、政治的權力の目的は何よりもまず所有權を維持することになければならない、と。そうして他方で、ロックが國家權力の目的を「公共の利益」の維持だと規定した時、彼はこの規定をつぎのように根據づけたのであった。すなわち、「自然の狀態」にあつては、所有の不平等はさして展開されなかったから、人々は同一社會内部の者の侵害ではなく、外敵の侵略を恐れて政治的權力を生み出したのであるからして、政治的權力の任務は國家を外敵の侵入から防禦し、勢威を海外に張ることにあるのだ、と。

それならば、ヒュームおよびスミスは國家權力の發生の根據をどのように説明していただろうか。さきの推測をいま少しく確かめておくために、われわれはこうした點についても知っておかなければなるまい。まず、最初にヒュームの見解を見ておくことにするが、ヒュームは政治的權力の起源について至極簡明につきのよう指摘している。「政府 government の最初の原形は同一社會内部の人々の争いからではなく、異なる社會に屬する人々相互の争いから生れたのである。」と。すなわち、ヒュームは政治的權力の發生の根據を直截に外敵の侵略を防禦することに求め、ロッキの所説における第二の見解を繼承していたのである。

これに反してスミスは政治的權力の發生の根據をつぎのように指摘している。すこぶる興味深い敘述であるから、長文にわたって引用しておこう。「牧畜民族にあっては、財産 property というべきほどのものがなく、あつても二、三日の勞働の價值を超えるものがない。……財産 property がないのだから、人々が他人に害を加えるといへば、肉體か名譽かに對してするしかない。そして、

ある人が他人に對して殺傷毆打ないしは名譽毀損をしても、被害者が被害をうけるだけのことで、加害者はそれで利益をうるということはない。……人をして他人の肉體または名譽を侵害せしめる激情は嫉妬と悪意と憤怒だけである。ところが、大抵の人はこうした激情にいつも左右されるといふわけではなく、極悪な人間がたゞ時折そうなるにすぎない。……してみれば、これらの激情に由來する不正から防衛してくれる爲政者 civil magistrate がなくとも、人々は社會に住んで相當程度の安全感をもつであろう。しかしながら、富者のもつ吝嗇および野心と貧者のもつ勞働に對する嫌惡および目前の安易・享樂の愛好とは、ややもすれば財産 property を侵害せしめる激情であつて、この激情はさきのそれよりもその作用が遙かに強力であり、その影響も遙かに廣汎である。大きな財産 property が生ずれば、必ず大きな不平等が伴う。非常に富んだ者が一人あるためには少くも五百人の貧者がなければならず、少數の富裕を生むためには多數の貧窮が伴われねばならない。富者の富裕は貧者の怒りを買ひ、貧者は缺乏の衝動ないしは嫉妬の念から富者の

財産 possession を侵害するに至る。多年の、また多くの世代にわたる労働によって獲得された貴い財産 property の所有者が一夜たりとも安心して眠りうるのは爲政者 civil magistrate の庇護があればこそである。……したがって、高價にして廣汎な財産 property の獲得が必然的に政府 civil government の創設を要求するのである。財産もなく、あつたとしても、二、三日の労働の價値以上のものがないところでは、政府 civil government は必要ではない。<sup>(6)</sup>」と。

見られるように、スミスは政治的權力の發生の根據を「政治的社會」(＝「文明社會」)成立以前の野蠻社會において牧畜の段階に至って展開された所有の不平等とここで所有權の不安定性とに求めたのである。いうまでもなく、スミスはロックの所説における第一の見解を基本的に繼承していたのである。そうして、その場合、スミスは所有權を労働によって基礎づけ、したがって所有權を人間の自然への働きかけという關係において理解していたのである。これもまたロックの所説を繼承したものと見えるであろう。

ロックの國家論とイギリス重商主義

(1) この「社會」 society は「政治的社會」ではなく、「自然の状態」の中で形成されている家族的結合その他の社會關係の意である。この點については、前掲拙稿五四、五六―七頁参照。

(2) Locke, Government, op. cit., pp. 401f.; 邦譯、三三二―三四頁。ただし、傍點引用者。

(3) Locke, ibid., p. 339. 邦譯、二三〇―一頁。

(4) Locke, Interest, op. cit., p. 62.

(5) Locke, Government, op. cit., pp. 362f.; 邦譯、二六九―七〇頁。

(6) Locke, Interest, op. cit., p. 6.

(7) Hume, Human Nature, op. cit., p. 305. 邦譯、第四冊一三四頁。

(8) Smith, An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations, II, ed. by Cannan, pp. 202f. 大内兵衛譯、第四分冊、四〇―二頁。ただし、傍點引用者。

さて上來述べてきたところから明かなように、ロックの政治哲學は大づかみにいって二つの論理の上に構成されていた。この二つのものの内容をいま一度繰返して示しておこう。

第一の論理というのはこうである。彼は『政府論』の行論を通じて政治的權力を理解することにつとめたので

あるが、その場合、彼は人間と自然との質料變換過程を把握することにつとめ、その形態變化こそが究局的に人間社會の歴史的發展を條件づけてゆくものであることを明かにしたのである。すなわち、彼はまず人類の「自然の状態」を構想し、これを人類の歴史の發端に据置くことによって、質料變換の一般的過程を考察する。そうして、ここで、所有權形成の基礎が勞働にあることを示して、富の生産に支配的役割を演ずるものが土地ではなくて勞働にほかならぬことを明かにした。すすんで、彼は貨幣導入によって生産が消費から自立化する事情を示し、所有の不平等が展開される事情を明かにし、政治的權力發生の根據をここに求めた。だが、その場合、ロツクは所有の不平等をひきおこしたと同じ事情が社會の一般的富裕をもたらしたとする。すなわち、貨幣の導入は人々をして商品生産者たらしめ、社會的分業を展開せしめ、社會的生産力の發展をもたらしたとするのである。ここに、彼は人間社會が富裕に至る自然的コースを見出した。そうして、ロツクは彼にとつての現代において人間社會の進歩の自然的コースの進行を妨げている諸條件

が何であるかを究明し、最大の障害として勞働によって形成された所有權を保護しえぬ政治的權力の絕對主義を見出したのであった。

かくして、以上の所論を通じて、ロツクは當時市民革命の最終的完遂を推進していった産業資本のために實踐の處方箋を書き與えていたといえるであろう。したがって、ここに、第一の論理を市民革命の論理と規定することが許されるであろう。そうして、さらにいえば、この論理は後年スミスによって繼承・深化され、ほかならぬ重商主義國家體制揚棄の論理として結實したところのものなのである。

つぎに、ロツクの政治哲學を支える第二の論理の内容を示しておこう。以上に述べたところからして、ロツクが産業資本のイデオログであったことが明かになったわけであるが、この時代の産業資本といえ、それは未だに、自己の生産過程そのものの中から資本主義的生産諸條件を充分に生み出すほどには成熟していなかった。原始的蓄積の時代として知られるこの時代には、イギリスの資本主義の再生産の軌道は未だ確立されるには至ら

ず、したがって、産業資本は国外市場に依存することを餘儀なくされたのである。ところが、當時の國際情勢の下では、国外市場獲得ないし維持の要求は諸列強を刺激し、對外戦争に歸結するおそれを含んでいた。こうした事情にあつては、産業資本は市民革命後の政權にイギリスの經濟社會の運行の保護を要請することにならう。かくて、産業資本のイデオログは、國家權力の任務が所有權の維持に終らず、イギリスの國民的富裕を確保・推進することにあるとして、國家權力が經濟的過程へ介入することの必要性和正當性を主張したのである。そうして、ロックはこの主張をつぎのように理論的に基礎づけた。すなわち、彼は政治的權力の發生の根據を「自然の狀態」にある人々の外敵防衛の必要性に求め、したがってこうして成立したものである以上、政治的權力の目的とするところは「公共の利益」を維持するところになければならぬと論じたのである。こうして彼は國家の獨立がなければ、個々人の所有權も安泰ではないと主張するに至つたのである。

ロックがこのように説いたところを、われわれは國民

ロックの國家論とイギリス重商主義

主義の論理と規定しうるであろうが、この論理は後にヒュームによつて繼承・純化されたところのものなのである。

まさしくロックの政治哲學においては、右に見たような、互いに異質的な二つの論理が並存していたのである。そうして、十八世紀後半期に至つてこの二つの論理の擔手はスミスとヒュームとに分裂し、兩者の見解は相容れることなく對決せしめられることになつたのであるから、この二つの論理がロックの思想の中に互いに排除し合うことなしに並存していた理由はあらためて追及すべき問題である。しかし筆者はかつて別稿においてこの問題についてある程度論及したので、ここでは再論しない。

稿を結ぶにあつて、つぎのことに言及しておきたい。すなわち、通常ヒュームはロックの思想の繼承者だとさされているが、それならば、ヒュームはどのような形でロックの思想を繼承したかという問題である。すでに知つたように、ヒュームはロックの思想を支えた二つの論理のうち國民主義の論理のみを繼承していたのである。

それならば、ヒュームはこれをロックの思想から繼承する場合、ロックを支えたもう一つの論理である市民革命の論理をいかに處理していただろうか。ところで、これもまたすでに知ったところであるが、ロックにおける市民革命の論理の基軸をなすものは、所有權を勞働によって基礎づける原理であつた。それ故に、右の問題を考察する場合、われわれはヒュームが「勞働による所有」という原理についてどのように考えたかということを知っておかなければならない。この點について、ヒュームはつぎのようである。

「ある人の技術又は勤勞によって生産され改良されたものは、どんなものでも、こうした有用な習慣および才藝を奨勵せんがために、永久にその人に確保さるべきである。また、その財産 Property は同じ有用な目的のために子供達および身内の者に繼承されるべきである。自然法に關する論者の見解を検討すれば、彼等がいかなる原理をもつて論述を始めようと、最後には必ずこの結論に到達し、彼等が設定するあらゆる法則を根據づける究局的理由を人類全體の便宜や必要に求めていたことが明

かになるであらう。かくして、學說に矛盾しても、讓歩せざるをえなくなつた原理の方が、學說に固執してたてられた原理よりも一層權威あるものである。」<sup>(10)</sup>「人間の所有權 Property とは何か。それは彼が、そうして彼のみが合法的に行使しうるものである。しかし、これらの事物を區別するに際し、基準となしうる法則は何か。ここにおいてわれわれは法令、慣習、先例、類推およびその他の多くの諸事情に訴えなければならぬが、そのあるものは一定不變であるけれども、他のものは可變かつ恣意的である。しかしながら、それらすべてが歸結する結局點は、明かに人間社會の利益および幸福である。」と。見られるように、ヒュームは所有權決定の原理として勞働ではなく、「公共の利益」を指定したのである。そうして、「勞働による所有」も「公共の利益」を推進する限りにおいてのみ正當だと看做されたのである。こうして、ヒュームにおいては、所有權形成の基礎を勞働に求めるロックの命題は否認された。だが、ヒュームの政治哲學が、かかる否認の上に構築されたものであつた以上、それはもはやロックのそれとは基本的に性格を異にする



ものとならざるをえなかつたであらう。<sup>(12)</sup>

すでに知つたように、ロックは所有権形成の基礎を労働に求めることによつて、質料變換の一般的過程を理解し、これを基準にして物質の生産過程の史的發展の構造を把握し、人間社會の進歩の諸條件を彼なりに理解することができた。そうして、ロックは政治的權力の任務と役割がいかにあるべきかということを論ずる基準を右のところにおいたのである。したがつて、ロックは、所與の政治的權力が社會の進歩の自然的コースの實現に阻止的役割を演じているか否かを検討してゆくことができたのである。彼がイギリス國民に書き與えた市民革命を遂行せよという處方箋は、まさしく「労働による所有」の原理の理論的展開の當然の歸結だったのである。ところが、ヒュームは所有権形成の基礎を労働に求めるロックの命題を棄て去つてしまつたのだから、人間社會の進歩の諸條件を最も基礎的なところで、すなわち、人間社會を究局的に支える物質の生産・再生産の場でおさえることができなくなつてしまつたのである。それ故に、ヒュームは所與の政治的權力が社會の歴史的進歩に對して、

促進的役割を演じているか、はたまた、阻止的要因となつていないかを檢證してゆく途をみずから閉すことになつたのであつた。したがつて、ヒュームの國家論は、ヒュームの主觀がどうであらうとも、現實には現狀維持の理論的武器としての役割を演ずることになるであらう。これはもはや産業資本の理性ではなく、解體期に直面した重商主義國家體制を牛耳る支配階級のイデオロギーである。

ロックとヒュームとは等しく重商主義の思想家として取扱われてきたのであるが、それぞれの思想内容の間には、右に見たような決定的な差異があるのであつて、兩者の立つ階級的地盤自體も異なつていたのではないかと推測されるのである。國民主義の論理は市民革命期には産業資本の理性の一隅に存在する餘地を與えられていた。しかし、重商主義の解體期にはそれは許されぬことであつた。十八世紀後半期ともなれば、産業資本は自己の生産過程そのものの中から資本主義的生産諸條件を充分に生み出すまでに成熟してしまつたからである。

## 一橋論叢 第三十二卷 第五號

- (9) 拙稿「ジョン・ロックの政治哲學と經濟理論(一)」(『商學論集』第二二卷第三號)一二一—五頁参照。
- (10) Hume, *Principles of Morals*, op. cit., pp. 414f. 邦譯、四〇—一頁。
- (11) Hume, *ibid.*, p. 416. 邦譯、四五頁。
- (12) だが、この場合、つぎのことを看過してはならない。すなわち、ロックやスミスが所有權を人間の自然への働きかけという關係の中で把握したのに對して、かえって、ヒュームがそれを人間と人間との社會關係の中で把握することができたという點である。ヒュームはつぎのようにいう。「もしも人間が社會なくして生存してきたとすれば、所有權 property はけつして知られることがなかったであろう

し、また、正義や不正義もかつて存在することはなかったであろう。」(Hume, *ibid.*, p. 475. 邦譯、二〇九頁。)と。

だが、ヒュームがかかる認識に達するためには、ヒュームは以下の本文中の行論に見るように高價な犠牲を拂わなければならなかったのである。これは重商主義者が、價値を自立化した形態においてのみ把握、人間と自然との質料變換を媒介するものとしては把握えなかつたことの一表現であろう。

〔附記〕 本稿は昭和二十九年度文部省科學研究費の援助にもとづく研究の筆者擔當部分の報告の一部である。